

富山市上下水道局工事成績評定点による入札参加の制限等に関する要領

平成25年3月25日決裁

平成31年4月1日改正

令和3年4月1日改正

(趣旨)

第1条 富山市上下水道局発注の建設工事における工事の良好な品質の確保及び技術力に優れた企業を育成するため、富山市建設請負工事成績評定要領(以下「工事成績評定要領」という。)により採点された工事成績評定点(以下「工事成績」という。)の結果に基づき入札参加の制限等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象とする工事成績)

第2条 富山市、富山市上下水道局及び富山市病院事業局が発注する工事に係る工事成績を対象とする。

(入札参加制限の対象となる入札)

第3条 予定価格が130万円を超える工事の入札を対象とする。

(入札参加制限等の対象者)

第4条 工事成績の結果に基づき、入札参加の制限等の対象となる者は、次の各号のとおりとする。

(1) 60点未満の工事成績が確定した者

(2) 60点以上65点未満の工事成績が確定した日から起算して2ヶ年を超えない日までの間に、工事の種別に関係なく再度65点未満の工事成績が確定した者

2 共同企業体の工事成績については、個々の構成員の工事成績として取り扱うものとする。

(入札参加の制限)

第5条 前条第1項に該当する者については、完成検査結果通知日から起算して5日目(富山市の休日を定める条例(平成17年富山市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く。)から2ヶ月間、条件付き一般競争入札(制限の開始日から終了日までに公告される案件)の参加を制限するとともに、指名競争入札の指名に選定しないものとする。

- 2 制限期間中、新たに前条第1項に該当することとなった場合の取り扱いについては、別に定める。
- 3 工事成績評定要領第8条又は第9条の規定に基づき、評定の内容について説明又は再説明を請求した者が、同要領第10条に規定する評定の修正が行われた結果、前条第1項に該当しなくなった場合、評定の修正通知日以降、前項に規定する入札参加の制限を解除するものとする。

(その他の措置)

第6条 第4条第1項に該当する者については、入札参加を制限されたごとに、富山市請負工事等入札参加者資格審査委員会審議要領第4に規定する主観点数として、マイナス10点を付与するものとする。

- 2 65点未満の工事成績が確定した者については、当該工事に係る改善計画書(様式第1号)の提出を求めるものとする。なお、改善内容が不十分であると思われる場合は、再提出を求めるものとする。

(入札制限等の通知)

第7条 第4条第1項に該当する者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める通知を行うものとする。

- (1) 第4条第1項第1号の者

条件付き一般競争入札の参加を制限する期間及び指名競争入札の指名業者に選定しない期間の通知(様式第2号)

- (2) 第4条第1項第2号の者

ア 1度目の60点以上65点未満の工事成績が確定した者には、2ヶ月を超えない日までの間に、工事の種別に関係なく再度65点未満の工事成績が確定した場合には、条件付き一般競争入札の参加を2ヶ月間制限するとともに、指名競争入札の指名業者にも2ヶ月間選定しない旨の通知(様式第3号)

イ 2度目の65点未満の工事成績が確定した者には、条件付き一般競争入札の参加を制限する期間及び指名競争入札の指名業者に選定しない期間の通知(様式第4号)

- (3) 第5条第3項の者等

ア 入札参加の制限を解除する通知(様式第5号)

イ 入札参加の制限の予告を解除する通知(様式第6号)

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日の前日までに、富山市工事成績評定点による入札参加の制限等に関する要領の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

改善計画書

富山市上下水道事業管理者 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

次の工事について、改善計画書を提出します。

対 象 工 事 名			
工 事 場 所			
契 約 金 額		契 約 番 号	
契 約 工 期	・	・	～
監理技術者・主任技術者		現場代理人	
改善すべきであった内容			

※完成検査結果通知日から起算して2週間以内に、契約出納課へ提出してください。

（担当者 所属 職 氏名）

（担当者直通電話番号）

（担当者メールアドレス）

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

富山市上下水道事業管理者

工事成績評定点による入札参加の制限について(通知)

貴社は、〇〇〇工事において工事成績評定点が60点未満でした。

つきましては、富山市上下水道局工事成績評定点による入札参加の制限等に関する要領の規定により、次の期間、貴社の条件付き一般競争入札の参加を制限し、指名競争入札の指名業者にも選定しないことを通知するとともに、当該工事における改善計画書を提出されるようお願いいたします。

また、富山市請負工事等入札参加者資格審査委員会審議要領第4に規定する主観点数として、マイナス10点を付与することになりますので、あわせて通知します。

記

制限期間	自	年	月	日
	至	年	月	日

ただし、制限期間の開始日において、その前日までに入札公告されている工事又は指名されている工事については、入札に参加することができます。

また、制限期間が終了する日までに入札公告されている工事には、入札に参加できません。

(担当) 富山市上下水道局契約出納課 管財契約係

TEL 076-432-8518

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

富山市上下水道事業管理者

工事成績評定点による入札参加の制限の予告について(通知)

貴社は、〇〇〇工事において工事成績評定点が60点以上65点未満でした。

今後、次の期間中に、工事の種別に関係なく再度、工事成績評定点が65点未満となった場合には、富山市上下水道局工事成績評定点による入札参加の制限等に関する要領の規定により、2ヶ月間、貴社の条件付き一般競争入札の参加を制限するとともに、指名競争入札の指名業者にも選定しないこととなりますので、念のためお知らせします。

また、当該工事に係る改善計画書について提出されるようお願いします。

自 年 月 日 (完成検査結果通知日)
至 年 月 日

(担当) 富山市上下水道局契約出納課 管財契約係

TEL 076-432-8518

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

富山市上下水道事業管理者

工事成績評定点による入札参加の制限について(通知)

貴社は、〇〇〇工事において工事成績評定点が65点未満でした。

年 月 日付け第 号でお知らせしたとおり、富山市上下水道局工事成績評定点による入札参加の制限等に関する要領の規定により、次の期間、貴社の条件付き一般競争入札の参加を制限し、指名競争入札の指名業者にも選定しないことを通知するとともに、当該工事における改善計画書を提出されるようお願いします。

また、富山市請負工事等入札参加者資格審査委員会審議要領第4に規定する主観点数として、マイナス10点を付与することになりますので、あわせて通知します。

記

制限期間 自 年 月 日
至 年 月 日

ただし、制限期間の開始日において、その前日までに入札公告されている工事又は指名されている工事については、入札に参加することができます。

また、制限期間が終了する日までに入札公告されている工事案件には、入札に参加できません。

(担当) 富山市上下水道局契約出納課 管財契約係

Tel 076-432-8518

様式第5号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

富山市上下水道事業管理者

工事成績評定点による入札参加の制限の解除について(通知)

貴社は、〇〇〇工事において工事成績評定点が修正され、富山市上下水道局工事成績評定点による入札参加の制限等に関する要領第4条で規定する入札参加を制限する対象者に該当しなくなりました。

つきましては、 年 月 日付け第 号でお知らせした入札参加の制限を解除しますので案内します。

記

解除日 年 月 日

(担当) 富山市上下水道局契約出納課 管財契約係

TEL 076-432-8518

様式第6号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

富山市上下水道事業管理者

工事成績評定点による入札参加の制限の予告の取消しについて(通知)

貴社は、〇〇〇工事において工事成績評定点が修正され、富山市上下水道局工事成績評定点による入札参加の制限等に関する要領第4条で規定する入札参加を制限する候補者（1度目の65点未満の工事成績者）に該当しなくなりました。

つきましては、 年 月 日付け第 号でお知らせした入札参加の制限の予告を解除しますので案内します。

記

解除日 年 月 日

(担当) 富山市上下水道局契約出納課 管財契約係

TEL 076-432-8518

富山市上下水道局工事成績評定点による入札参加の制限等に関する要領 細則

富山市上下水道局工事成績評定点による入札参加の制限等に関する要領（以下、「要領」という。）第5条第2項に規定する事項の取り扱いについては、次のとおりとする。

- 1 60点未満の工事成績が確定した日以降から、入札参加を制限されている期間中に、新たに60点未満の工事成績が確定した場合

先の制限期間終了後、引き続き、2ヶ月間入札の参加を制限する。

- 2 60点以上65点未満の工事成績の確定後、2年以内に65点未満が確定し、入札参加を制限されている間に、新たに60点以上65点未満の工事成績が確定した場合

新たに60点以上65点未満の工事成績が確定した事実をもって、要領第7条第2号アに規定する通知を行う。

- 3 60点以上65点未満の工事成績の確定後、2年以内に65点未満が確定し、入札参加を制限されている間に、新たに60点未満の工事成績が確定した場合

先の制限期間終了後、引き続き、2ヶ月間入札の参加を制限する。